

# 『神皇正統記』の「ヒト」と「モノ」

——「童蒙」補考——

我妻 建治

(一)

『神皇正統記』の後嵯峨院条に次のような文章がある。

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、頼朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ、日本国ノ人民イカマナリナマシ。此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモヘルハアヤマリナリ。

これは、政治の基本が、徳政、すなわち民を安んずるところに存し、されば、そのような徳政を行なった源頼朝や北条泰時らの政治のありようは、よしんば武家の専断のそれであるにしても、そこにはそのように天意にかなう「イハレ」があることである、とし、その「イハレ」を知らない人がいちがいにこれを否定的に考えることは「アヤマリナリ」として、そのような武家政治に関して、親房はそれなりに評価し、一種、肯定的表現をなしている文章である。その意味で、この文章は、従来、『神皇正統記』中のもっとも著名なその一つともなっている。そのような徳政を基本とする親房の政治論の骨格について、筆者は、別

に述べたことがあるので、このことにここであえてふたたび言及するつもりはない。

筆者がここで問題にしようとするのは、右の文章における、「頼朝ト云人」および「泰時ト云者」とされているような、親房の、人間についての語句の表現のありようについてである。すなわち、うたがひもなく、頼朝なり、泰時なりが、いずれもひとしく人間的存在であるにもかかわらず、なぜに前者が「人」として表現され、後者が「者」として表現されているのであろうか、親房のそのような人物表現についてのありかたが問題なのである。この問題は、親房の、いわばレトリックについての意識にかかわるものになるからである。

たしかに、かりに、「頼朝ト云人、モナク、泰時ト云人、ナカラマシカバ」とするならば、「人」を二つ続けることとなるから、親房は、なによりもそのようなレトリックの点からしてこれをあえてなさなかつたのであろうか、とも、一応考えられるところではあるが、しかし、右の文章を『神皇正統記』全体の文脈・語句の配列などから考えて読みこむと、これは、そのような、たんなるレトリックの上のことからだけの表現ではなく、むしろそれらの人間の性

格をわきまえて、親房じしん、それに応じてかなりはつきりと意識的に区別して表現した結果であろうとも考えられるのである。そこで、以下、『神皇正統記』のなかに表現されている「人」「者」（あるいは「物」「モノ」）の用例を検討することによって、そのような区別が、親房の思想、とくに『神皇正統記』の表現の思想の上でなにを示し、なにを意味しているか、を考えようとするものである。

〔註〕

(1) 『神皇正統記』の正理再論（『成城文藝』第68号）

(11)

まず、(A)「頼朝ト云人」、(B)「泰時ト云者(物・モノ)」という表現の形がとられている全用例を、『神皇正統記』全体のなかからそれぞれ摘出してみよう。すなわち、「ト云(フ)ー」という形で表現されている特定の個人はどれだけ見出すことができるであろうか。

以下、煩をいとわず、そのような語句の全用例を摘出す。なお、そのような用例をだれでもしかるべく検討しう

るためにも、したがって、また、その抽出のしかたが決して筆者の恣意でないことをはっきりしておくためにも、それぞれの語句の前後のそれを続けて挙げておくこととする。(ここで使用した『神皇正統記』のテキストは、岩波日本古典文学大系本(岩佐正氏校注による)である。)

(A)

「ト云(フ)人」の場合(これらの用例は『神皇正統記』の叙述順に挙出)

(1) 大倭姫ノ命、宮所ヲ尋給シニ、大田ノ命ト云人マリアヒテ、此所ヲオシヘ申キ。

——垂仁天皇条——

(2) 又大幡主ト云人ヲ太神主ニナシ給。

——垂仁天皇条——

(3) サテモ此御時、武内大臣筑紫ヲオサメシタメニ彼国ニツカハサレケル比、ヲト、ノ讒ニヨリテ、ステニ追討セラレシヲ、大臣ノ僕、眞根子ト云人アリ。

——応神天皇条——

(4) ツレヨリ此神ハ丹波ニトマラセ給シヲ、道主ノ命ト云人イツキ申ケリ。

(5) 中臣鎌足ノ連ト云人ト心ヲ一ニシテ入鹿ヲコロシツ。  
——雄略天皇条——

(6) 山田石川丸ト云人ゾ皇子ト心ヲカヨハシ申ケレバ滅セザリケル。  
——皇極天皇条——

(7) 此御時太宰少貳藤原広継ト云人謀叛ノキコエアリ、追討セラレ。  
——聖武天皇条——

(8) サレド、モロコシニモ南朝ノ宋ノ世ニ恵琳ト云人、政事ニマジラヒシヲ黒衣宰相トイヒキ。  
——称徳天皇条——

(9) 肅宗ノ朝ニ道平ト云人、帝ト心ヲ一ニシテ安祿山ガ乱ヲタヒラゲシ故ニ、金吾將軍ニナサレニケリ。  
——称徳天皇条——

(10) 女帝サスガニ思ワヅラヒ給ケルニヤ、和氣清丸ト云人ヲ勅使ニサシテ、宇佐ノ八幡宮ニ申サレケル。  
——称徳天皇条——

(11) 称徳カクレマシシカバ、大臣以下皇胤ノ中ヲエラビ

申ケルニ、ヲノノ異議アリシカド、參議百川ト云シ人、コノ天皇ニ心ザシタテマツリテ、ハカリコトヲメダラシテサダメ申テキ。

——光仁天皇条——

(12) 道邃ヨリ四代ニアタレル義寂ト云人マデ、タマ觀心

ヲ伝テ宗義ヲアキラムルコトタエニケルニヤ。

——嵯峨天皇条——

(13) 今ノ法相ハ玄昉僧正ト云人入唐シテ泗州ノ知周大師

ニアヒテコレヲ伝テ流布シケルトゾ。

——嵯峨天皇条——

(14) 漢昭帝又幼ニテ即位、武帝ノ遺詔ニヨリ博陸侯霍光

ト云人、大司馬大將軍ニテ摂政ス。

——清和天皇条——

(15) 其比大納言伴善男ト云人寵アリテ大臣ヲノゾム志ナ

シアリケル。

——清和天皇条——

(16) 右衛門督藤原信賴ト云人アリ。

——二条院条——

(17) 大義滅親云コトアルハ、石碯ト云人其子ヲコロシ

タリシガト也。

(18) 清盛ガ後室從二位平時子ト云シ人此君ヲイダキ奉リ

テ、神璽ヲフトコロニシ、宝劍ヲコシニサシハサミ、

海中ニイリス。

——二条院条——

(19) 凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、頼

朝ト云人モナク、(下略)

——安徳天皇条——

(20) (上略)白河ノ御時、修理ノカミ頭季トイヒシ人、院

ノ御メノトノ夫ニテ、(下略)

——後醍醐天皇条——

(21) 昔許由ト云人ハ帝堯ノ国ヲ伝ントアリシヲキ、テ、

潁川ニ耳ヲアラヒキ。

——後醍醐天皇条——

(B)

「ト云(フ)者(物・モノ)」の場合(これらの用例は『神皇正統記』叙述順に挙出)

(1) 冬十月ヒソカニ彼国ニイタリ、奇謀ヲモテ、梟師取

石鹿父ト云物ヲ殺給。

景行天皇条

(2) (上略)難波ノ堀江ニステラレタリシヲ、善光ト云者、トリ奉テ、信濃ノ国ニ安置シ申キ。

欽明天皇条

(3) 晋世ニ桓玄ト云シ者、安帝ノ位ヲウバイテ、八十日アリテ、義兵ノ為ニコロサレシカバ、安帝位ニカヘリ給。

斉明天皇条

(4) 此御時、平ノ將門ト云物アリ。上総介高望ガ孫也。

朱雀天皇条

(5) 藤原純友ト云物、カノ將門ニ同意シテ西国ニテ叛乱セシカバ、少將小野好古ヲ遣テ追討セラル。

朱雀天皇条

(6) 陸奥ニモ貞任・宗任ナド云シ者、国ヲミダリケレバ、源頼義ニ仰テ追討セラル。

後冷泉院条

(7) 從三位源頼政ト云シモノ、院ノ御子以仁ノ王トテ元服バカリシ給シカド、親王ノ宣ナドダニナクテ、カタハラナル宮オハセシラス、メ申テ、国々ニアル源氏ノ武士等ニアヒフレテ平氏ヲウシナハントハカリケリ。

高倉院条

(8) 平氏イマダ西海ニアリシホド、源義仲ト云物、マツ京都ニ入、兵威ヲモテ世ノ中ノコトヲオサヘヲコナヒケル。

後鳥羽院条

(9) 頼朝ガ後室ニ從二位平政子トテ、時政ト云モノノ女也シ、東国ノコトヲバオコナヒキ。

順徳院条

(10) 凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、(中略)泰時ト云者ナカラマシカバ、日本国ノ人民イカマナリナマシ。

後嵯峨院条

(11) 河内国ニ橘正成ト云者アリキ。御志フカ、リケレバ、河内ト大和トノ境ニ、金剛山ト云所ニ城ヲカマヘテ(下略)

後醍醐天皇条

(12) 其国ニ源長年ト云者アリ。御方ニマイリテ船上ト云山寺ニカリノ宮ヲタテテゾスマセタテマツリケリ。

後醍醐天皇条

(13) 坂本ヨリノボレル兵ノ中ニ藤原ノ親光ト云者モ彼山

ニハセクハ、リヌ。ツギノ御方ニマイル輩オホクナ  
リニケリ。

——後醍醐天皇条——

(14) 東ニモ上野国ニ源義貞ト云者アリ。高氏が一族也。

——後醍醐天皇条——

(15) 近く惟貞トイヒシモノ吹拳ニヨリテ修理大夫ニナリ  
シヲダニイカガト申ケル。マコトニ其身モヤガテウセ  
侍ニキ。

——後醍醐天皇条——

(16) 又直実ト云ケル者ニ一所ヲアタヘタマフ下文ニ、  
「日本第一ノ甲ノ者ナリ。」ト書テ給ケリ。

——後醍醐天皇条——

以上が、『神皇正統記』中において、「ト云人」ならび  
に「ト云者(物・モノ)」という形で特定の人物が表現さ  
れている全用例である。ここでは、前者の場合が二十一  
例、後者の場合が十六例を数えることができる。

(C)

さらに、右の(A)(B)のほか、すなわち、このような

「人」「者(物・モノ)」をのぞく、やはり、特定の人物につ  
いて「ト云(フ)」の形で表現されている次のごとき用  
例がある。

(1) 又武藏・上野ヲヘテ、碓日坂ニイタリ、弟橘媛ト云  
シ、妾ヲシノビ給。

——景行天皇条——

(2) カノ国ニ宮簀姫ト云女アリ。尾張ノ稻種宿禰ノ妹  
也。

——景行天皇条——

(3) 漢ノ世始リテ十四代ト云シ時、王莽ト云臣位ヲウバ  
ヒテ十四年アリキ。

——応神天皇条——

(4) 後ニ玄昉ト云僧、唐ヘワタリテ法相宗ヲ伝テ、此寺  
ニヒロメラレシヨリ、氏神春日ノ明神モ殊ニ此宗ヲ擁  
護シ給トゾ。

——文武天皇条——

(5) 後ニ道鏡ト云法師又寵幸アリシニ、押勝イカリヲナ  
シ、廢帝ヲス、メ申テ、上皇ノ宮ヲカタブケントセシ  
ニ、コトアラハレテ誅ニフシヌ。

(6) 梁ノ世ニ惠超ト云シ僧、学士ノ官ニナリキ。  
——称徳天皇条——

(7) 北朝魏ノ明元帝ノ代ニ法果ト云僧、安城公ノ爵ヲマハル。  
——称徳天皇条——

(8) 三論ハ東晉ノ同時ニ後秦ト云国ニ、羅什三蔵ト云師来テ、此宗ヲヒラキテ世ニ伝タリ。  
——嵯峨天皇条——

(9) 殷ノ代ニ伊尹ト云聖臣アリ。

——清和天皇条——

(10) 平氏ノミダレニ南都ノ東大〔寺〕・興福寺ヤケニシヲ、東大寺ヲバ俊乗ト云上人ス、メタテケレバ、公家ニモ委任セラレ、頼朝モフカク随喜シテホドナク再興ス。

——後鳥羽院条——

(11) (上略)実朝、右大臣左大将マテナリシガ、兄左衛門督頼家ガ子ニ、公暁ト云ケル法師ニコロサレヌ。

——順徳院条——

(12) 近ゴロ伏見ノ御時、源為頼ト云ヲ、ノコ内裏ニマイリ

テ自書シタリシガ(下略)。

——後醍醐天皇条——

以上の十二例が、『神皇正統記』のなかで、「ト云(フ)」の形で特定の個人が表現されている用例のすべてである。

(D)

さて、これら(A)(B)(C)すべての用例のありようから考えて指摘されることは、第一に、これらの「ト云人(者・物・モノ)」の用例が神代条にはまったくこれを見ることのできないということである。おそらく、このことは、「神」は人間と同様でないとする考えかたからくる表現の結果であろうと考えられる。すなわち、神々の時代において、神がいかに人格的存在であっても、人間的存在ではないとする考えかたからされることであろう。

第二は、天皇、さらに皇族についても、「人」や「者(物・モノ)」という表示がまったくされていない、ということである。『神皇正統記』において、天皇のそれは、もともと一般的には「——天皇」とか、「——院」とか、あるいは

はその諡名だけの表示等でなされ、さらに、「此(コノ)天皇」「此(コノ)御門」「コノ帝(ミカド)」「此(コノ)君(キミ)」等として表示されているのである。そして、これらの用例が天皇に関する表示のすべての場合をおおっていると云ってよい。

また、皇族についても、「——皇子」「——親王」「——御子」「——王子」等がその一般的表現であり、このほか「此(コノ)親王」「此(コノ)皇子」「此(コノ)御子」「此(コノ)王子」等と表現されているわけであり、彼是外の表現のしかたは皆無と云ってよい。

したがって、特定の個人的人物を示すこととして、「人」「者(物・モノ)」とする表現は、神・天皇・皇族等のそれとしては、まったくその例を見ないと考えることができるであろう。すなわち、「人」「者(物・モノ)」等によって表現される特定の存在は神・天皇・皇族等でないそれであり、したがってそれは天皇や皇族をのぞく人間にかぎられることとなるのである。そして、しかも、(C)の「ト云(フ)ー」の形で表現されている人間も、人間一般ではなく、いずれも、「人」「者(物・モノ)」「僧侶」「臣」「ヲノコ」「女」「妾」とされているようにそれぞれの人間である

ことから考えると、それら「ト云(フ)ー」の形で指示されるのは、人間の、それぞれの性・身分など、人間の具体的ありよう、そのいわば個体概念を示すもの、と云うことになるであろう。

次に、右のことを念頭において、(A)(B)その他の用例を検討してみよう。

まず、(A)の場合、すなわち、「ト云人」の用例をみると、これらは、いずれも公家・僧侶・知識人を中核とする、いわば貴族階層にふくまれる特定の人間たちの概念的表現としてなされていることが容易に指摘することができる。

また、(B)の場合、すなわち、「ト云者(物・モノ)」の用例をみると、これらは、いずれも公家・僧侶・知識人でない人物、将門・純友らの謀叛者、ことにその中核としては武士階層にふくまれる特定の人間たちのそれとしてなされていることが理解されるのである。

そして、(A)(B)外の(C)の用例の二々について検討すると、それらは、いずれも、(A)(B)どちらかに分属してもさしつかえない体のものと言うことができるであろう。

次に、右の(A)(B)その他の用例のほか、「人」と表現



されている記事を列挙する。

(1) 或人ノ云。外舅蘇我ノ馬子大臣ト御中アシクシテ、

彼大臣ノタメニコロサレ給キトモイヘリ。

——崇峻天皇条——

(2) 此国ニモ行基菩薩・朗辨僧正ナド権化人也。

——聖武天皇条——

(3) 此時源氏ノ人アマタウセニケリト申人アレド、大ナルヒガゴト也。

——清和天皇条——

(4) 氏ノ長者タル人ムネトコノ院ヲ管領シテ興福寺及氏ノ社ノコトヲトリオコナハル。

——清和天皇条——

(5) 小野ノ流ハ益信ノ相弟子ニ聖宝僧正トテ知法無雙ノ人アリキ。

——宇多天皇条——

(6) 彼元泉ノ弟子仁海僧正又知法ノ人ナリキ。

——宇多天皇条——

(7) カクテ代々ノアヒダ、姓ヲ給シ人百十餘人モヤアリケン。

(8) 大臣ニ昇ル人(下略)

——村上天皇条——

(9) 皇胤ノ貴種ヨリ出ヌル人、蔭ヲタノミ、イトオナンドモナク、アマサヘ人ニヲゴリ、モノニ慢ズル心アルベキニヤ。

——村上天皇条——

テ上下オナジ風ニナリニケルトゾ申メル。

——村上天皇条——

(10) 花園ノ有仁ノオトド又容儀アル人ニテオホセアハセ

——鳥羽院条——

(11) 此君ノ御乳母ノ夫ニテ少納言通憲法師ト云シハ、藤家ノ儒門ヨリ出タリ。宏才博覧ノ人ナリキ。

——後白河院条——

(12) サレバ或人ノ申サレシハ、「公家ノ御世ニカヘリヌルカトオモヒシニ中ノ猶武士ノ世ニ成ヌル。」トゾ有シ。

——後醍醐天皇条——

以上のような「人」の用例も、すべて「人」は公家・僧侶・知識人を示すものとなっている。したがって、これら

からも、それは、天皇・皇族はもちろん、武士を示すものとしては全く使用されていないことが明らかである。次に、それでは複数としての人、あるいは人の集団はどのように表現されているであろうか、以下、その用例を挙げる。

(1) 異朝ニモ人ノ心マチクナレバ、異学ノ輩ノ云出セ  
ル事歟。

—— 応神天皇条 ——

(2) 軍ニシタガヒ申輩シナトニヨリテ其賞ヲオコナハ  
ル。

—— 天武天皇条 ——

(3) イマノ執政大臣オヨビサルベキ藤原ノ人々、ミナコノ  
末ナルベシ。

—— 文武天皇条 ——

(4) 南北ノ律再興シテ彼宗ニ入輩ハ威儀具スルコトフ  
ルキガゴトシ。

—— 嵯峨天皇条 ——

(5) 此時源氏ノ人アマタウセニケリト申人アレド、大ナ  
ルヒガゴト也。皇子皇孫ノ源ノ姓ヲ給テ高官高位ニイ

タルコトハ此後ノコトナレバ、誰人カウセ侍ベキ。

—— 清和天皇条 ——

(6) ツギク大臣大将ニノボル人々モミナコノ大臣ノ苗  
裔ナリ。

—— 陽成天皇条 ——

(7) 武士ドモモ多ク誅ニフシヌ。ソノ中ニ源為義トキコ  
エシハ義朝ガ父也。

—— 後白河院条 ——

(8) 摂政基通ノオトマツ、平氏ノ縁ニテ供奉セラレシカ  
ド、イサメ申輩アリケルニヤ、(中略)ソノホカ平氏ノ  
親族ナラヌ人々ハ御供ツカマツル人ナカリケリ。

—— 後鳥羽院条 ——

(9) 関東ノ輩モ龜山ノ正流ヲウケタマヘルコトハシリ侍  
シカド、近比トナリテ、(中略)兩皇ノ御流ヲカハ  
ルニスエ申サント相計ケリトナン。

—— 伏見院条 ——

(10) カ、リシホドニ〔後〕宇多院カクレサセ給テ、イツ  
シカ東宮ノ御方ニサブラフ人々ソノハニキコエシ  
ガ、関東ニ使節ヲツカハサレ天位ヲアラソフマデノ御  
中ラヒニナリニキ。アヅマニモ東宮ノ御コトヲヒキ立

申輩アリテ、御イキドヨリノハジ〔メ〕トナリヌ。

——後醍醐天皇条——

(11) (上略)笠置ト云山寺ノホトリニ行宮ヲシメ、御志アル兵ヲメシ集ラル。

——後醍醐天皇条——

(12) ツギく御方ニマイル輩オホクナリニケリ。

——後醍醐天皇条——

(13) 近江国馬場ト云所ニテ、御方ニ心ザシアル輩ウチイデニケレバ、武士ハタ、カフマデモナク自滅シヌ。

——後醍醐天皇条——

(14) サシタル大功モナクテカクヤハ抽賞セラルベキトアヤシミ申輩モアリケリトゾ。

——後醍醐天皇条——

(15) 武士タル輩、イヘバ数代ノ朝敵也。

——後醍醐天皇条——

(16) カクテ高氏ガ一族ナラヌ輩モアマタ昇進シ、昇殿ヲユルサル、モアリキ。

——後醍醐天皇条——

(17) コレミナ功ニホコレル輩、君ヲオトシ奉ルニヨリテ、皇威モイトマカロクナルカトミエタリ。カ、レバ

其功ナシトイヘドモ、フルクヨリ勢アル輩ヲナツケラレントメ、或ハ本領ナリトテタマハルモアリ(下略)。

——後醍醐天皇条——

(18) 是マデノ心コソナカラメ、事ニフレテ君ヲオトシ奉リ、身ヲタカカスル輩ノミ多クナレリ。アリシ世ノ東国ノ風儀モカハリヌ。公家ノフルキスガタモナシ。イカニナリヌル世ニカトナゲキ侍ル輩モアリキトキコエシカド(下略)。

——後醍醐天皇条——

(19) 建武乙亥ノ秋ノ比、滅ニシ高時ガ餘類謀反ヲオコシテ鎌倉ニイリヌ。

——後醍醐天皇条——

(20) (上略)大納言以上ニイタリヌルニ、オナジ死罪ナリトモアラハナラヌ法令モアルニ、ウケ給オホコナフ輩ノアヤマリナリトゾキコエシ。

——後醍醐天皇条——

(21) 義貞ハ、(中略)播磨国ニ朝敵ノ党類アリトテ、マジコレヲ対治スベシトテ、日ヲオクリシ程ニ五月ニモナリヌ。高氏等西国ノ凶徒ヲアヒカタラヒテカサネテセメノボル。

——後醍醐天皇条——

(22) 東宮ハ北国ニ行啓アリ、左衛門督実世ノ卿以下ノ人

々、左中将義貞朝臣ヲハジメテサルベキ兵モアマタツ  
カウマツリケリ。

——後醍醐天皇条——

(23) 芳野ノミユキニサキダチテ、義兵ヲオコス輩モハベ  
リキ。

——後醍醐天皇条——

以上の用例から、『神皇正統記』のなかに使用されてい  
る、複数の人間、あるいは人間の集団についての表示の語  
句をみると、ここでは、「人々」「輩」「族」「共」「兵」等  
等を挙げるができる。そして、これらのうちもつとも  
代表的と考えられる語句は、「人々」と「輩」ということ  
になるであろう。なぜなら、これらの用例の意味から考え  
ると、「族」「共」「兵」等は概念的には、「輩」に内包され  
うるであろうからである。いわば、「輩」は、「族」「共」  
「兵」に対して、抽象のレベルからみて、より上位の概念  
であると考えられるからである。そうすると、ある特定の  
人間集団についての一般的表現の語句としては、ここで

は、「人々」と「輩」に分けて考えることができることと  
なるわけである。

まず、「人々」という表現のされかたから考えると、こ  
れは、藤原氏や賜姓源氏に代表されるような人間集団、い  
わば公家・知識人の集団のために使用されていることが明  
らかになるであろう。そして、他方、「輩」の語句は、主  
として武士層に対する表示のそれとして使用されているも  
のと考えることができる。されば、特定の個人についての  
表現語句である「人」に対応する複数の表現のそれが「人  
々」となり、「者(物・モノ)」の語句に対応するそれは  
「輩」となるであろうと推論されるのである。

このように考えると、親房は、少なくとも、『神皇正統  
記』において、人間、さらにはその社会的構成について、  
右のように修辭の上で意識的に区別し考慮を加えているこ  
とが明らかであると考えられる。そして、ひいては、右の  
事柄をとおして、親房の国家社会のありようについての思  
想を、ある程度推察することができるであろうと考えるの  
である。

さて、右の推論から、親房の社会構成のありようを考え  
ると、国家社会は、上は天皇にはじまって、公家、僧侶、

知識人、武士、そして庶民にいたる人間によって構成されている。そして、これらの人間を、語句のうえで表現する場合、親房は、これらすべての人間、いわば人間一般を「人」として表現しているのである。ところが、それらの「人」のうち、「特定の個人」ないし特定の個人にみあう「集団」の意味において「人」ないし「人々」という表現をそれぞれなしているのは公家・僧侶・知識人等、いわば貴族のそれに限定しているのであり、それ以下の階層の「特定の個人」ないしその「集団」について、とりわけ武士を中核とする人間ないしはその「集団」については、「者(物・モノ)」ないし、「輩」の語句をもつてそれぞれ表現し、その意味で、「人」や「人々」の表現をここではまったく使用していないことが明らかとなることである。親房は、『神皇正統記』において、その政治の理想を公家一統の政治におき、したがって、公家重視の立場を示し、他方、武士に対して「武士タル輩、イヘバ数代ノ朝敵也。」としているように、きわめたる武士べつ視の立場を表明していることは周知のところであるが、「人」や「者(物・モノ)」、「人々」や「輩」などの人間についての語句表現においてもきわめて意識的にこれらを区別してなして

いることが、ここにおいて一層明白になったと思う。してみれば、筆者が小論のはじめに挙げた「頼朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ」中の「人」や「者」の表現は、まさにたんなるレトリックによるものではなく、実にそのような意味できわめて意識されたレトリックであったと言わねばならぬ。また、その後段における「此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモヘルハアヤマリナリ。」の文章中の「人」も、当然、公家一統を至上と夢みる公家と考えるべきであり、されば、そのような「武備ノカチニケルトオモヘル」公家に対して、頼朝、泰時の政治の「イハレ」、すなわち、徳政を基本とするその政治のありようを肯定的に述べざるをえない親房の状況を、ここにみごとに表現し、あまりあるものと理解されるであろう。

### (三)

以上、『神皇正統記』に表示されている「人」「者(物・モノ)」「人々」「輩」等の語句の意味について述べてきたのであるが、次に、そのような意味ある「人」「者(物・モ

「人々」「輩」を背景として、『神皇正統記』白山本の「奥書」ならびに『職原抄』の「奥書」の意味づけに言及してみたいと思う。もちろん、筆者のそのような試みは、『神皇正統記』のかの「奥書」ならびに『職原抄』のそれらに、いずれも親房の記述によるものであること、あるいは、直接的にそうでなくとも、少なくともここには親房の意図が明らかに反映されているであろうこと、そして、前節でみたような、『神皇正統記』におけるような語句の意識的選択が親房によってここにおいてもなされているであろうこと、などを前提としたいわば附会の論になるわけである。

左に、『神皇正統記』「奥書」と『職原抄』「奥書」を掲げる。

此記者、去延元四年秋、為<sub>レ</sub>示<sub>ニ</sub>或童蒙<sub>ニ</sub>所馳<sub>ニ</sub>老筆<sub>一</sub>也、  
旅宿之間、不<sub>レ</sub>審<sub>ニ</sub>一卷之文書<sub>一</sub>、纔<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>最略皇代<sub>一</sub>記、  
任<sub>ニ</sub>彼篇目<sub>一</sub>、粗<sub>レ</sub>勒<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>畢。其後不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>再見<sub>一</sub>、  
已<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>五稔<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>図<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>展<sub>ニ</sub>転<sub>ニ</sub>書<sub>ニ</sub>写<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>輩<sub>云々</sub>、驚<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>披<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>、  
処錯乱多端、癸末秋七月、聊<sub>ニ</sub>加<sub>ニ</sub>修治<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本、  
以前披見之人莫<sub>ニ</sub>嘲弄<sub>一</sub>聞<sub>耳</sub>、

——『神皇正統記』「奥書」——

此両卷中多定種姓、頗乖<sub>ニ</sub>旧記<sub>一</sub>之歟、然而抄出之本意、  
為<sub>レ</sub>示<sub>ニ</sub>于<sub>レ</sub>初心<sub>一</sub>也、且<sub>ニ</sub>家家<sub>ニ</sub>勝劣<sub>一</sub>、且<sub>ニ</sub>人々<sub>ニ</sub>存知<sub>一</sub>、只<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>道理<sub>一</sub>、  
不<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>今案<sub>一</sub>、抑<sub>ニ</sub>歷名次第<sub>一</sub>、親王公卿諸王諸臣也、  
今<sub>レ</sub>又以<sub>ニ</sub>一人公達<sub>ニ</sub>諸大夫等<sub>ニ</sub>二分<sub>ニ</sub>別<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>也、

或<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>請<sub>ニ</sub>聞<sub>ニ</sub>官位昇進之次第<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>伝<sub>ニ</sub>口実<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>似<sub>ニ</sub>臆<sub>一</sub>、  
說<sub>ニ</sub>、欲<sub>レ</sub>貽<sub>ニ</sub>手澤<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>慙<sub>ニ</sub>來者<sub>一</sub>、予<sub>レ</sub>從<sub>ニ</sub>出<sub>ニ</sub>俗塵<sub>一</sub>已<sub>レ</sub>移<sub>ニ</sub>十<sub>一</sub>、  
年之寒暑、況<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>逆旅<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>蓄<sub>ニ</sub>一卷之文書<sub>一</sub>、每事荒忽、  
恰<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>蒙<sub>ニ</sub>蠶<sub>一</sub>、上<sub>レ</sub>章<sub>ニ</sub>執徐之春<sub>一</sub>、夾<sub>ニ</sub>鐘<sub>ニ</sub>隻<sub>ニ</sub>旅之日<sub>一</sub>、強<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>染<sub>レ</sub>翰、  
聊<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>卷<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>餘習<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>後嘲<sub>一</sub>耳

——『職原抄』「奥書」——

まず、『神皇正統記』「奥書」をみると、ここに表現されている人物としては、第一に、親房によってその『神皇正統記』を第一義的に示された人物、すなわち、「童蒙」がある。次には、『神皇正統記』が叙述されてのち五年して、親房じしん、ふとそれとしてみたところ「展転書写之輩」がある。親房は、ここに「展転書写」されている『神皇正統記』（それ以前のこれについての書名に関しては問題であるが、ここではそれに触れない。）が「錯乱多端」であったので、これに「修治」を加えたのであるが、ここに、親

房にとってその「修治」をまだ加えない「錯乱多端」の書をよんで、これを「嘲弄」するかもしれない。「以前披見之人」がある。以上のように、ここには、「童蒙」「展転書写之輩」「以前披見之人」らの三者が表現されているのである。むろん、後二者は、かならずしも、まったく別々の人物ではなく、ある部分重複しているであろう複数の人物であるかもしれないが。

さて、この「童蒙」「展転書写之輩」、そして「以前披見之人」とはどのような人物であろうか。とくに、これら三者を、それぞれの階層に色分けしたならば、どうなるであろうか。

第一の「童蒙」については、従前、これを後村上天皇とする説、また、南朝方の親房側近の一公卿とする説、さらに東国武士、なかんづく結城親朝とする説等、種々あるが、筆者はこれを後村上天皇とみるのである。すなわち、「童蒙」の語句は、本来、易の蒙卦のうち、六五爻辞にあるもので、その六五爻の意味するところがまさに「童蒙」にあたり、そして、その爻の位は天皇を示すものであること、そして、それは決してそれ以外ではないことから、後村上天皇と推論するのである。この推論の過程について

は、別に述べたことがあるので、<sup>(2)</sup>ここではあらためて言及しないこととする。

第二の「展転書写之輩」、第三の「以前披見之人」とは、いったいなにびとであろうか。

『神皇正統記』が、親房によって叙述されるや、多くの人たちによって書写され、それらがかなりひろく流布したのであることは容易に想像されるばかりでなく、今日残っている写本の多量さと、これを書写した人たちの層のあつさから、はっきりとこれを裏づけることができる。それは、公家、僧侶、知識人、武士の各層にわたり、しかも、南朝方の人たちばかりでなく、じつに北朝方の人たちにおいても、ひろく写され、読まれている事実をこれによって認めることができるからである。このことから「展転書写之輩」を考えると、それらの人々がひろく社会の各層にわたっているので、一見、これを、それとして比定することはきわめて容易でない感があるが、あえて、筆者は、これを、親房側近の人物、おそらく武士であろうとするのである。なぜなら、前節において推論されるような「輩」について親房の表現のしかたが、『神皇正統記』のそれと同様に、ここでも一貫して意識的になされているならば、この

「奥書」においても、当然そうなるであろうと考えるからである。さらに、この『神皇正統記』が、公家にも、僧侶にも、武士にも、「展転書写」されていることを、親房はやくから知っていたと考えられるが、興国四年ころになつて、親房じしん、まことに「不<sub>レ</sub>図」もみたのは、彼の側近にあつて「展転書写」していた人物のそれ、おそらく武士のそれであつたであろうと考えるからである。すなわち、この「不<sub>レ</sub>図有<sub>二</sub>展転書写之輩<sub>一</sub>」の「不<sub>レ</sub>図」と「輩」に重点をおいて、この「奥書」を読むならば、そのように理解するのがきわめて自然と考えるからである。

第三の「以前披見之人」についても、「展転書写之輩」と同様、ここにおいても、前節の「人」の表現のしかたから類推するならば、その「以前披見之人」を、南朝方の公家知識人とみるのが自然であろうと考えるのである。また、一般的に言つて、そのように「錯乱多端」の書物を見て、これを批評的対象化して読むことは、当時、いわゆる「者（物・モノ）」や「輩」に相応する人間のよくするところでなく、むしろ「人」「人々」、すなわち、公家知識人のよくするところであつたわけで、したがつて、このことを知悉している親房としては、当然、そのような「人」を意

識して、かの「錯乱多端」なる著作を「嘲弄してくれるな」と注記する必要を感じたわけであろう、と思う。「以前披見之人莫<sub>二</sub>嘲弄<sub>一</sub>」を、そのように解釈したら、どうであろうか。

以上のように「童蒙」「展転書写之輩」「以前披見之人」を想定するならば、『神皇正統記』「奥書」における、親房の想念がより判然するであろう。

次に、『職原抄』「奥書」についてであるが、ここでは、前段の「為<sub>レ</sub>示<sub>三</sub>初心<sub>二</sub>」の「初心」なる人物と、後段の「或人請<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>官位昇進之次第<sub>一</sub>」の「或人」なる人物の両者が問題となる。この二様の人物がだれであるか、については、これは従前、いずれも後村上天皇とする説が定説的であつた。そして、そのほかの説としては、同天皇側近の洞院実世、四条隆資に比定した見解もある。そして、最近、東国武士、ことに結城親朝とする説が提出されているので<sup>3)</sup>はたしてそうであろうか。

この「奥書」の全体的構成、ならびに表現された語句の配列を通観すると、『神皇正統記』「奥書」のそれときわめて類似していることが明白であろう。しかし、この「奥書」は、前・後二段からなつてゐる。すなわち、前段は、「此



両巻中……」からはじまる文章で、ここでは、主として『職原抄』の内容・体裁について述べられており、後段は「或人……」から以降の文章であり、ここには、主としてその執筆経過が述べられている。

まず、その後段の執筆経過の点について考えると、この『職原抄』は、逆旅忽卒の間、一卷の文書ももたないで執筆したという。その執筆動機は「或人請聞三官位昇進之次第」に込めるためであったというのである。そこで、この「或人」とはだれか。親房に官位昇進之次第を尋ねた人物はだれか、が問題となる。筆者は、前節の「人」「或人」の表示のされかたからして、これを、公家知識人、おそらく親房側近の公家と比定するのである。すなわち、『神皇正統記』においては、「人」「或人」などの語句をとおして表現されている人物として指摘されるのは、公家知識人が一般であり、天皇や武士を示す語句としてはまったくその用例をみないからである。また、結城氏が「者」として表現さるべきことは(B)(13)において明白であるからである。そのように考えるならば、この『職原抄』は、本来、「請聞三官位昇進之次第」うた「或人」、すなわち、側近の公家に応えて、親房が執筆したものであったことになる。

わけである。

次に、後段の『職原抄』『奥書』のありようについてであるが、ここでは、『職原抄』は「為<sub>レ</sub>示<sub>二</sub>初心<sub>一</sub>」めとする形になっているのである。すなわち、『職原抄』は、本来、「或人」の請によって執筆されたものであったにもかかわらず、できあがった段階では「初心」に示さんためということになっているわけである。すなわち、「或人」と「初心」とが同一人物であるならば、いずれも、それが同一の公家となり、問題はないのであるが、同一人物でないなら、どうなるか。筆者は、「或人」と「初心」とは同一人物とはみないのである。この「初心」とは、『神皇正統記』『奥書』の「童蒙」に相応する存在で、おそらく後村上天皇と比定されるであろうとするのである。すなわち、親房は、本来、側近の公家の質問に触発されてまさに『職原抄』の執筆に手を染めたのであろうが、その執筆の過程なり、あるいは脱稿した段階で、後村上天皇に捧げるべきものとする意図がめばえた結果、「為<sub>レ</sub>示<sub>二</sub>初心<sub>一</sub>」めとする形をとるにいたったものと、筆者は考えるのであるが、いかがであらうか。すなわち、「初心」は後村上天皇、「或人」は側近の公家知識人のだれか、と考えるのが、自然と思うので

ある。されば、そのように、この「奥書」を読みとるならば、『神皇正統記』に続いて、『職原抄』を叙述した、この時点における親房の精神的状況をかなり生き生きと描き出すことができるであらう。

とまれ、『神皇正統記』のなかにみられる「人」者(物・モノ)の語句の表現のされかたを吟味して、親房の叙述意図を考えることからはじめて、そしてこれを『神皇正統記』「奥書」や『職原抄』「奥書」等の記事の意味をまで類推、拡大解釈する、いわば推論に推論を重ねての悪しき概念化もいなめない仕儀となった。また、途中、なくもがな

の煩瑣な引用文とともに、冗長なる記述を行う結果となったが、これが御寛容をねがい、大かたの御教示をたまわれば幸いこれに過ぎるものはない。

〔註〕

- (1) 宮地治邦氏「神皇正統記初稿本の発見」(『国学院大学日本文化研究所紀要』二)
- (2) 「神皇正統記の童蒙」(『成城文藝』第66号)
- (3) 永原慶二氏「中世の歴史感覚と政治思想」(『慈円・北畠親房』(『日本の名著』9所収))